

京都大学	博士（法学）	氏名	張 博一
論文題目	WT0紛争解決制度における対抗措置－その相互性と多角性の交差をめぐって－		
（論文内容の要旨） 本論文は、WT0紛争解決制度の中で、協定違反や利益の無効化・侵害（以下「違反等」という。）が認定された場合に執られる対抗措置について、それが、被害国の損害回復を主眼とする二国間の紛争解決という性質（「相互性」と、WT0協定違反国の協定遵守の確保を通じた多角的自由貿易体制の秩序維持を図る性質（多角性）という二つの性質を併せ持っていることを明らかにして、WT0紛争解決制度の本質とその限界を示そうとしたものである。 序論（第一章「前提的考察」）では、まず一般国際法とGATT／WT0の双方における対抗措置制度を概観して、定義づけを試みている。その上で、それが元来二国間の「紛争処理」と「国際秩序維持」の二つの機能を持つことを導き、集権的な上位機関がなく、統一的、実効的な救済手続のない国際社会では、後者は前者の二次的効果にとどまることを指摘する。WT0では、紛争解決制度の司法化に伴って、対抗措置の強化を図っているが、その機能が二国間の権利義務の「リバランス」と自由貿易体制維持のための「遵守誘因」のいずれかは明確でなく、学説上も見解が一致していない、という。 本論は、序論で明らかにした対抗措置の機能と法的性質を念頭において、それが、誰により執られ（第二章「対抗措置の発動主体」）、どの程度の措置が認められ（第三章「対抗措置の程度認定基準」）、またどのような形態が認められるのか（第四章「対抗措置の発動形態」）、の三つの課題に整理して考察している。 まず第二章では、違反等を是正しない関係加盟国に対して、誰がその履行を促し、国家責任を追及する権利を有するかを検討する。WT0は一方的対抗措置を禁止しており、対抗措置をとるためには紛争解決機関の違反等の認定と措置の実施承認が必要である。WT0では、「協定の目的達成妨害」を申立て事由として認め、違反行為の侵害から利益侵害が推定され、また利益概念の拡大的解釈が行われることから、紛争解決制度への申立ての利益は抽象化されており、原告適格に制限を設けていないと考えられ、損害を実際に被っていない加盟国も、規範遵守への関心に基づいて紛争を付託しうることになる。したがって、いずれの加盟国でも、その申立てが認容されれば、自動的に対抗措置をとる権利を獲得することになる。それゆえ、WT0の対抗措置は、被害国の主観的利益の回復を通じた「紛争解決機能」よりも多角的自由貿易体制の安定を確保する「秩序維持機能」の性格が強いといえることができる。 第三章では、被害国のとりうる対抗措置の基準について検討している。まず			

WTOの前身のGATT及び補助金協定に触れて、対抗措置に「適当性」基準が定められ、そこでは「遵守誘因」の目的で程度が柔軟に解釈されていることが認められる。他方、WTO紛争解決了解（DSU）第22条4項は、対抗措置につき、無効化又は侵害の程度との同等性を求めている。これまで対抗措置が適用された事例は9件のみと多くはないが、措置の妥当性に関する仲裁判断は、立証可能かつ直接的な経済的損害に限定して、措置との間の「量的」同等性を基準としてきている。この基準は、「義務的立法mandatory legislation」の場合のように実際の損害発生前に講じられる対抗措置についても、質的同等性の可能性を示唆しながらも、なお堅持された。したがって、DSUにおける同等性基準は、二国間の利益のリバランスを通じた紛争解決機能によっていると考えられる。

第四章は、通常は同一協定・同一分野内で行われるべき対抗措置の例外として、異分野・異協定で行われるクロス・リタリエーション（交差的対抗措置）を検討する。この措置は特に世界的な知財保護を望む米国ほかの先進諸国の主張により導入された制度で、パネル・上級員会の報告の履行促進を狙ったものである。しかしこれまでわずか3件しか承認事例がなく、そのすべてが途上国から先進国に対する措置である。仲裁は、発動可能性や実効性、経済力格差等を考慮した上で、柔軟かつ緩やかな解釈によりクロス・リタリエーションを認容してきた。これは、被害国の損害の回復を目的としてきた対抗措置規定が、実際の運用では多角的貿易秩序維持の機能を果していることを示している。

結論では、以上の考察に基づいて、対抗措置制度を通してみられるWTO紛争解決制度は、原告適格の面では自由貿易体制の秩序維持や公益保護を目的とする「多角性」を追求しつつも、その実現は個別の国家による対抗措置の実施にゆだね、その程度や基準について制限を課すことにより、当事国間の紛争解決という「相互性」に配慮している、とする。こうして、多角性と相互性、したがって、秩序維持機能と紛争解決機能は二者択一の関係ではなく、交差・融合の関係にある。言い換えれば、自己完結的制度としてのWTOにおいても、「客観的な合法性回復」による秩序維持を「主観的な被害救済」という二国間紛争解決を通じて消極的に実現するという、国家主権を基本軸とする国際法の抱える限界を脱していない、としている。

(論文審査の結果の要旨)

GATTに代わって世界自由貿易体制の実現を図る国際機構となったWTOは、自由貿易に関する膨大な実質的規則と共に、2審制の紛争解決制度を備えた。本論文は、このWTOの紛争解決制度のもつ法的性格を、対抗措置制度を通じて明らかにしようとしたもので、GATTと較べて司法化されたといわれる真の意味を探ろうとする意欲的論文である。

本論文は、対抗措置を直接の素材としているが、著者の究極的な目的は、WTO紛争解決制度が、従来の2国間の紛争の解決機能に留まるのか、より一般的に自由貿易体制の秩序維持機能を目論んだものか、を明らかにすることにある。著者は、紛争が実質的に解決されるためには、損害の救済の実効性が確保されねば意味がない、との立場から、救済手段としての対抗措置制度に視角を定めたのである。従来から対抗措置自体については一定の研究結果があるが、ここから紛争解決制度の本質を探り出すという視角は著者独自のものであり、WTO法研究の方法論に重要な一石を投じたといえよう。本論文の意義はまずこの点に認められる。

かかる視角を貫く理論軸は、WTO対抗措置の「相互性＝紛争解決機能」と「多角性＝秩序維持機能」である。本論文は、一般国際法上の対抗措置を彼岸に見つつ、WTOでの措置について、その発動主体、程度基準、そして発動態様の3つの側面から体系的に論じている。学説ではこれらの機能のいずれかに軸足を置いた対立があるが、著者は、学説と事例を丹念に読み込んだ分析の結果、原告適格の広範さとクロス・リタリエーションの運用の柔軟性においては秩序維持機能が、措置の認定における同等性基準においては紛争解決機能がそれぞれ追求されていると説いて、WTOにおいてはこれらの機能は二者択一ではなく交差・融合の関係にあると喝破する。いわゆるベロ＝ジャクソン論争に決着をつける意味を持つ重要な論考である。

WTO法研究者は、ともすると同法の体系的枠組みや司法化された紛争解決制度から世界自由貿易秩序の堅固な法構築を見、又は貿易のもつ本来の性質に軸足を置いて2国間関係の網の目を見ようとするが、著者はそのいずれにも与することなく、冷静にかつ十分な資料分析を行って、独自の結論を出している。特に圧巻は第3章における同等性基準の事例分析で、質的同等性認定の可能性を導きつつも、拙速な展望を避け、客観的で謙抑的に論理を突き詰めている。こうした姿勢が本論文の説得力を高めるのに役立っている。

もっとも、対抗措置のみからやや強引にWTO紛争解決制度全体の性格を論じようとする方法論や、交差・融合するという2つの機能間の具体的な矛盾、対立、優劣関係の解明がいま一つ明快でないところなど、指摘すべき点がないわけではない。しかしこれらは著者の今後のWTO紛争解決制度全体に対する

更なる研究の進展の中で明らかにされていくべき点であり、学位請求論文としての理論的価値を些かも減ずるものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成24年1月30日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。